

第507回（定例）福崎町議会会議録

令和5年3月3日（金）  
午前9時30分開　　会

○令和5年3月3日、第507回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員　　14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局　局長　三木雅人　主査　塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町　　長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教　育　長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
会計管理者	尾崎俊也	町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和
総務課長	岩木秀人	企画財政課長	蔭谷秀樹
税務課長	松田清彦	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	福祉課長	小幡伸一
農林振興課長	吉田利彦	まちづくり課課長補佐	鷺尾進吾
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	木ノ本雅佳	農林振興課課長補佐	中塚喜博

○議事日程

第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸報告
第4	議案第1号 福崎町個人情報保護法施行条例の制定について
第5	議案第2号 福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
第6	議案第3号 福崎町自治基本条例の一部を改正する条例について
第7	議案第4号 福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
第8	議案第5号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第9	議案第6号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案第7号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第8号 福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例について
第12	議案第9号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 第 1 3 | 議案第 1 0 号 | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について    |
| 第 1 4 | 議案第 1 1 号 | 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 5 | 議案第 1 2 号 | 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 第 1 6 | 議案第 1 3 号 | 福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について                     |
| 第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて                   |
| 第 2 0 | 議案第 1 7 号 | 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について                   |
| 第 2 1 | 議案第 1 8 号 | 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について           |
| 第 2 2 | 議案第 1 9 号 | 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について          |
| 第 2 3 | 議案第 2 0 号 | 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について             |
| 第 2 4 | 議案第 2 1 号 | 令和 4 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について                |
| 第 2 5 | 議案第 2 2 号 | 令和 5 年度福崎町一般会計予算について                            |
| 第 2 6 | 議案第 2 3 号 | 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について                    |
| 第 2 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について                   |
| 第 2 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について                      |
| 第 2 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 5 年度福崎町水道事業会計予算について                          |
| 第 3 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 5 年度福崎町工業用水道事業会計予算について                       |
| 第 3 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 5 年度福崎町下水道事業会計予算について                         |

○本日の会議に付した事件

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 第 1   | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第 2   | 会期の決定      |  |
| 第 3   | 諸報告        |  |
| 第 4   | 議案第 1 号    | 福崎町個人情報保護法施行条例の制定について                                |
| 第 5   | 議案第 2 号    | 福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について                           |
| 第 6   | 議案第 3 号    | 福崎町自治基本条例の一部を改正する条例について                              |
| 第 7   | 議案第 4 号    | 福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定について                              |
| 第 8   | 議案第 5 号    | 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について                               |
| 第 9   | 議案第 6 号    | 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                            |
| 第 1 0 | 議案第 7 号    | 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 第 1 1 | 議案第 8 号    | 福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例について                           |
| 第 1 2 | 議案第 9 号    | 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 1 0 号  | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |

- 第 1 4 議案第 1 1 号 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 1 2 号 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 1 3 号 福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 1 4 号 八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 1 5 号 福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 1 6 号 福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
- 第 2 0 議案第 1 7 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 2 1 議案第 1 8 号 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 2 議案第 1 9 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度福崎町一般会計予算について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 2 5 号 令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計予算について
- 第 3 0 議案第 2 7 号 令和 5 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 第 3 1 議案第 2 8 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計予算について

## 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

第 5 0 7 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ朝夕が寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しを感じられる季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましても、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。会議中は発言を含め、マスクの着用をお願いいたします。なお、演壇、質問席及び議長席につきましては、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますので、ご利用をください。議場に入場される方の検温を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮し、運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴席の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案されます案件は、議案第 1 号から議案第 2 8 号までの議案 2 8 件であります。

令和5年度予算をはじめ、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第507回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の会議に宇都善和技監、山下勝功まちづくり課長から欠席届が出ております。まちづくり課長の代わりに鷲尾進吾課長補佐が出席しておりますので、ご報告をいたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第507回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。  
5番、河嶋重一郎議員  
12番、小林博議員  
以上の両議員をお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
去る2月24日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から3月27日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から3月27日までの25日間といたします。

### 日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。  
12月16日の第506回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
1月8日、田原小学校にて、消防団出初め式が開催され、議長ほか各議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。  
1月9日、文化センターにて、二十歳のつどいが開催され、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。  
1月13日、神河町グリンデルホールにて、神崎郡町村議会議長会議員研究会

が開催され、議長ほか各議員が出席しました。

1月17日、議長が播磨地方拠点都市地域市町議会協議会の一員として、滋賀県彦根市を視察してまいりました。

1月26日、市川町ひまわりホールにて、第500回市川町議会記念大会が開催され、議長ほか各議員が出席しました。

2月14日、県民会館にて、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会及び兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、議長が出席してまいりました。

3月2日、文化センターにて、老人大学神崎・福寿学園閉講式が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛てに提出されております。その写しを配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの28件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様おはようございます。第507回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りありがとうございます。

令和5年3月議会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

来週は、暦の上では啓蟄でございます。春の温かさを感じて冬籠もりをしていた虫たちが外に出てくるという時期でございます。まだ、寒い日もありますが、日差しに暖かさが感じられるようになってきました。これからは、三寒四温を繰り返しながら本格的な春に向かって進んでいくことを楽しみにしています。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波も大分落ち着いてきたように見えます。岸田首相は、5月8日から感染法上の位置づけを2類相当から5類へ引き下げると発表されました。今後の対応については様々な検討がなされるものと思いますが、日常生活や社会経済活動の正常化に向けて大きく前進するのではないかと期待しています。医療費の公費負担やワクチン接種など、今後の国、県の方針を注視しつつ、住民の皆様への周知について、しっかりと取り組んでまいります。

ロシアがウクライナに侵攻してから1年がたちます。戦況は膠着状況のように見えますが、この戦争により原油をはじめ原材料費が高騰、物価は上昇し世界の経済活動や私たちの生活は大きな影響を受けています。また、ロシアの天然ガスの世界各国への輸出が滞ることによって石炭・石油の使用量が増加しているとのことで、地球温暖化防止対策の遅れにもつながらないか、心配が尽きないところです。世界の指導者には、一刻も早い戦争の終結に向けて手を尽くしていただきたいと望むものです。

さて、本議会におきましては多くの重要な議案を提出していますが、とりわけ3月議会は、令和5年度の福崎町の設計図となる予算を提案し審議していただく場ですので、来年度予算についての私の思いを述べさせていただきます。

当初予算の主要な施策の1点目は、総合計画の見直しです。第5次総合計画の期間が残すところあと1年となりましたが、この10年間で世の中は大きく変わりました。新たに令和6年度を初年度とする計画を、住民、産業界、議会の皆様

との参画と協働で進めていきます。総合計画は今後10年の道しるべです。進むべき方向を間違えると大きなロスになりますので、総合計画審議会やまちづくり委員会などの意見を聞きながら、福崎町の将来の道筋をしっかりとつけていきたいと考えています。その中でも大きな課題は人口減少・少子高齢化です。福崎町の令和4年1月から12月の出生者数は106名にとどまりました。前年比32名の減です。今の時代、人口減少もある程度は受け入れざるを得ないように思いますが、交流人口、関係人口の増加で人口減少を補う視点も必要かと考えています。また、SDGsの視点を取り入れることも必要になってくると考えております。

2点目は、教育環境の充実と子育て支援です。教育環境の充実については福崎小学校、高岡小学校及び八千種小学校のトイレ改修工事を行い、子どもたちに快適な教育環境を提供します。子育て支援については、給食材料費の値上がり分を町で補填する予算とし、給食費は据え置きます。また、不妊治療が保険適用になりましたが、さらに不妊治療のご家庭を支援するために治療費の自己負担分の2分の1を助成します。浄化センターの修景施設に整備している公園は、大型複合遊具を設置中です。令和5年度は日よけ施設や女子トイレ、多目的トイレを設置する計画です。

3点目は、災害に強い安全安心のまちづくりです。気候変動の影響で台風は大型化、集中豪雨が頻発化・激甚化しています。町内には、大雨が降ると冠水しやすい場所があります。町民を水害から守るために、南田原地区で川すそ雨水幹線工事、福田地区で直谷第2雨水幹線工事を進めます。そのほかでは、緊急浚渫推進事業で町河川の土砂撤去を進めるとともに、県河川である市川、七種川などの浚渫についても要望を行っていきます。

4点目は、都市計画の緩和を進めます。令和5年度は特別指定区域の見直しを行います。10年以上住んでいた方が、地元に戻ることができる地縁者住宅に加えて、誰でも住むことができる新規居住者区域の見直しを、自治会の要望を聞きながら進めます。また、今議会において「福崎町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について」を提案していますが、これは総合的な空き家対策を進めるための空き家対策計画を作成するために必要な条例改正です。今後は、空き家対策の規制緩和にも取り組みます。

5点目は、JR福崎駅へのアクセス道路の強化です。県道甘地福崎線は県と一体となって道路拡幅工事を進めています。町道福崎駅田原線、町道千束新町線の道路改良工事を着実に進め、駅前、馬田地区に広がる農地の有効利用を図ります。

本議会に提出する令和5年度予算は、第5次総合計画の実現を目指し、災害に強い、子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせるまちづくりのための予算を提案しています。

一般会計予算の総額は86億3,000万円で、対前年度比4億1,400万円、率にして5.0%の増となりました。特別会計を合わせた総額は、対前年度比3億4,573万円、率にして2.3%の増となる153億1,063万円としています。

各課が取り組む主な事業は次のとおりです。

総務課です。職員の定年の段階的引上げと役職定年制の導入等を令和5年度から施行し、適正な執行及び人事管理を進めます。また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度において、勤勉手当の支給など制度改正の動きがあることから、令和5年度において必要な改正を行います。

令和5年4月から各自治体に適用される新個人情報保護法に対応するため、今議会に提案している「個人情報保護法施行条例」の事務執行に当たり、個人情報

の適正な取扱いに係る管理体制の構築、個人情報安全管理措置の策定及び既定の情報セキュリティポリシーの改定を進めます。

I Cカードによる出退勤管理システムの導入により、職員の個人情報を保護し、併せて休日夜間の庁舎のセキュリティ向上を進めます。

任期満了に伴う兵庫県議会議員選挙及び福崎町長選挙について、正確で公正・公平な執行を図ります。

友好都市岩手県遠野市との交流事業は、遠野市産業まつり及び福崎秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行い、文化、教育、観光の各分野で交流を継続し、友好の絆を深めます。

企画財政課です。福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）について、継続してアクションプランに掲げた取組の成果の検証と、社会情勢の変化に応じた見直しを行います。

デジタル化の推進について、行政手続のオンライン化を引き続き進めるとともに、地方公共団体情報システム標準化に向けたシステム改修を行います。また、庁舎内ネットワーク機器等の更新を行い、情報ネットワークのセキュリティ強化及び利用拡大を図ります。

税務課では、貴重な自主財源である町税において、税目ごとの課税客体的確な把握と課税に努めます。

併せて国税徴収法・地方税法・町税条例並びに債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。

これまでコンビニエンスストアでの納付や、スマホアプリを使った決済を導入し、納税者の利便性向上に努めています。さらに、納税環境の整備に向け、令和5年4月から「地方税統一QRコード」を用いた仕組みを導入し、e L T A X操作による電子納付等にも対応していきます。

地域振興課では、新型コロナウイルスの対応の見直しに合わせて各種イベントを開催し、地域を元気に盛り上げます。4月1日には4年ぶりとなる民俗辻広場まつりを開催します。夏まつりは花火と総おどりや夜店の出店など、秋祭りは文化講演会や商工会によるステージイベントなど通常開催します。また、新しい取組として手話ダンス事業などの地域活性化イベントを開催し、関係人口・交流人口の増加を図ります。

ふるさと応援寄附金事業では、企業版ふるさと納税制度を活用した新たな自主財源の確保に努めます。

文珠荘事業では、快適で楽しく利用できる憩いの場を提供できるよう、老朽化した浴場施設の配管更新や浴槽防水など、リニューアル工事を実施します。

商工業振興では、コロナ禍やウクライナ問題によるエネルギー・原材料の高騰によって大きな影響を受けている地域の中小企業・小規模事業者に対して、福崎町商工会と連携し支援に努めます。新たな事業として、町内で創業（起業）を行う者に対して100万円を上限とする創業支援補助金を創設し商工業の振興や移住定住を促進します。西部工業団地については、事業手法などの検討を進めます。

観光振興では、駅前・辻川観光交流センターを拠点としたにぎわいづくりや観光アプリ、ガジp o d及びeーバイクなどを活用した誘客・周遊観光の促進を図ります。新たに観光P R動画の作成やコンシェルジュガイドブックを更新し、さらなる観光情報の発信に取り組みます。七種山周辺では太鼓橋の修繕、登山道西コースの立木伐採、春日山では案内看板の設置やイベント開催などに取り組みます。

住民生活課です。町民が安全で安心して暮らせるように、福崎警察署の協力を得ながら福崎町防犯指導委員会等との連携を図り、防犯活動を進めます。また、通学路の安全確保のため防犯灯の設置を進めます。

交通安全対策では、通学路のカラー塗装など通学路危険箇所の改善に努めるとともに、標識や啓発看板等の設置、凍結防止ミラーを計画的に設置します。

町営住宅では、空き家になった町営住宅を計画的に撤去し、令和4年度に改定した公営住宅長寿命化計画に沿って、テレビ共聴設備改修工事を行います。

窓口では、住民票などのコンビニ交付サービスのPRを図るとともに、個人番号カード用の写真撮影や休日の申請受付を行うなど、取得促進を図ります。また、窓口番号発行案内システムを導入し、窓口混雑の緩和を図ります。

環境衛生については、現在進めている神崎郡3町での次期ごみ処理施設建設に向け、用地取得に着手します。くれさかクリーンセンターにおいては、積替え運搬による姫路市へのごみ焼却委託を継続しながら、事務組合の在り方について姫路市と協議を進めます。

消防業務は、中播消防署建て替えについて協議を進め、事業化を図ります。また、消防団員の定数を見直すため検討委員会を設置し、協議・検討を行います。

福祉課では、障害福祉について、障害者総合支援法に基づき、福祉サービスや相談支援について令和6年度からの3年間の見込みを計画する第7期障がい福祉計画を策定します。

また、基幹相談支援センター事業では、新たに、生きづらさを抱えひきこもり状態にある人の支援として、大人の居場所づくり事業に取り組みます。

巡回バス事業では、現行の運行体制を維持しつつ、さらなる利用の向上に努めます。

介護保険事業では、高齢者を取り巻く環境の変化による課題を反映し、令和6年度からの3年間の見込みを計画する第9期ゴールドサルビアプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）を策定します。

ほけん年金課です。福祉医療助成事業では、子育て世代支援のため、引き続き所得制限を設けず、18歳までの入通院の医療費無料化を実施します。

妊娠期から出産子育てまで一貫して相談支援や経済的支援を行う「妊娠子育て応援給付金事業」を引き続き実施します。

食育推進事業では、子どもの食への関心を高めるため、小学生高学年、中学生を対象に「朝ご飯コンテスト」を行います。また、幼児期から楽しく食育を学び、食に興味・関心を持ってもらうよう、認定こども園の園児及びその保護者を対象に食育教室を実施します。

町ぐるみ健診の受診率向上と若い世代の健康意識の向上のため、国民健康保険の被保険者及び39歳以下の特定健診・基本健診の負担金を無料とします。

農林振興課です。地域における「めざすべき将来の農地利用の姿を明確化する」地域計画は、農業委員会がこの取組の出発点となる「目標地図」の素案を作成し、町が農業者等による話し合いを踏まえ、策定します。令和5年度は、実質化した人・農地プランが既に策定されている18集落での策定を目指します。なお、農業委員12名・農地利用最適化推進委員6名の任期は令和5年7月19日までのため、改選されます。

営農対策推進協議会は、令和4年度末で活動を終了し解散します。当協議会で進めていた各種事業は、町及びJAの事業として引き継ぎ、町事業として営農活動等支援事業を新設します。

高齢化・後継者不足が進行する中で、将来にわたり、福崎町農業の担い手とな



る人材を支援するため、新規就農支援事業を創設します。

農業構造改善施設運営事業では、春日キャンプ場のバンガロー1棟を解体し、森林環境譲与税基金を活用し、テントサイトデッキを新設します。

農地基盤整備では、高岡福田ほ場整備事業を推進するとともに、山崎地区ほ場整備事業の令和6年度採択を目指して協議を進めます。ため池整備事業では、震災対策として、(板坂)三谷池の工事を推進するとともに、防災重点農業用ため池(山崎)直谷池についても、事業推進を図ります。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課です。道路整備では、新規事業として、通学児童などの安全対策のため、町道大貫山田線の道路改良事業を実施します。また、町道新町西治線の舗装修繕や各集落内の道路の改修及び通行に支障を来す危険箇所解消に向けて整備を進めます。道路附属物の安全対策として、道路照明や道路案内標識の点検を実施します。

橋梁整備事業では、町管理の209橋に係る長寿命化修繕計画を、5か年ごとの見直しにより更新します。また、跨線橋1橋、歩道橋1橋の補修工事を実施するとともに、9橋の定期点検を実施します。

河川整備事業では、河川美化事業として、県河川である市川、七種川の草刈り等を実施します。

都市計画、まちづくり事業では、地域公共交通網形成計画に基づき、コミュニティバスサルビア号やふくひめ号の充実等に取り組みます。

公園管理事業は、住民の憩いの場となる公園の適正な管理に努めます。

住宅管理事業では、空き家の有効活用を図るため、引き続き「空家等情報バンク」への登録のPRを行います。「空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空家等対策協議会と協議しながら、特定空家に対し、適正に指導・助言に併せ、勧告等を行います。

上下水道課です。水道事業では、水道管路の耐震化を目的に、老朽化した三ノ宮配水池送配水管の更新工事を行います。また、市川を横断して八反田地区と西治地区を連絡する「八反田水管橋」の更新工事のための詳細設計を行います。管理部門においては、上下水道事業審議会を立ち上げ、上水道の料金体系、工業用水道及び下水道の料金水準の適正化について諮問します。

下水道事業の汚水整備では、前年度に引き続き、福崎浄化センターにおいて、ストックマネジメント計画に基づく「膜カートリッジ更新工事」を行います。また、老朽化したマンホールポンプ通報装置の改築工事を行います。

学校教育課です。幼保連携型認定こども園公立幼稚園4園、私立こども園が連携して就学前保育・教育の充実に取り組みます。公立幼稚園においては、ネットワーク環境を整備し、保育業務支援システムを導入するなどICT化の推進に取り組むことにより、保育教諭の業務負担軽減と利用保護者の利便性の向上に努めます。

小中学校の特別教室等のエアコン設置工事について、実施設計を行います。

中学校の休日部活動の地域移行に対して、各種スポーツ団体等と連携協議しながら取り組みます。

文部科学省の「GIGAスクール構想」で整備したデジタル端末や授業支援ソフトを有効に活用しながら新しい時代の学校教育を推進します。

小中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉の視点でのサポートにより教育課題の解決に取り組みます。

幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取組を続けます。

遠野市との友好都市共同宣言による児童交流事業を継続して実施します。

給食共同調理センターでは、調理及び配送業務を民間委託し、官民連携の利点を生かした安全安心な学校給食に努めています。令和5年度では業者選定を行い、令和6年度からの新たな委託業者を決定します。

社会教育課では、男女共同参画社会・女性活躍を推進するため、「（仮称）ふくさき女性応援ねっと」の設立を支援します。

第44回山桃忌は、「家族—松岡家からみる父と母—」をテーマに講演会やシンポジウム、また、民俗芸能「伝統話芸 講談」の披露により『柳田國男生誕の地 福崎町』を発信します。

柳田國男・松岡家記念館では、山桃忌のテーマに沿った柳田國男の父母「松岡操・たけ展」と題した企画展を、歴史民俗資料館では、「福崎の歴史文化遺産伝承にむけて」をテーマとした連続講座や企画展、特別展を開催します。

文化財保存活用地域計画に基づき、歴史文化を保存・継承するための取組を推進します。

埋蔵文化財事業では、昨年度に引き続き高岡・福田地区ほ場整備事業の本調査に取り組みます。

図書館では、「福崎町子どもの読書活動推進計画（第2次）」の初年度に当たり、従来の取組に加えて、学校図書室との連携強化を図り、「読書おもいで帳」の交付など、子どもたちに読書習慣が身につくよう各種事業に取り組みます。また、図書館応援隊の活動を支援し、図書館を基点としたコミュニティー活動の活性化を図ります。

文化センターでは、老人大学に新たに健康科学の専門講座を開設し、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。

エルデホールでは、メインホールと屋外の芝生広場の一体的利用など、より幅広いニーズに対応ができる施設の活用方法の検討を行います。

体育館では、多くの方々がスポーツに親しみ、健康増進や競技水準の向上が図れるように各種スポーツ大会や健康教室を開催し、健康維持・増進やコミュニケーション活動の機会づくりに取り組みます。

さて、今議会に提出します議案は28件です。

議案第1号から議案第3号まで、議案第6号及び議案第9号から議案第11号までは、いずれも上位法令の改正などに伴うものです。「福崎町個人情報保護法施行条例」と「福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例」については新規制定、「福崎町自治基本条例」、「福崎町国民健康保険条例」、「福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第4号、福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため基金を設置することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第5号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例は、消防庁が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえ、年額報酬と出動報酬を定める等、消防団員の処遇改善を図る改正をすることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第7号「福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例」

は、空家等対策計画の作成等に関する協議を行うため、福崎町空家等対策協議会を設置する改正を行うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第8号、福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例は、太陽光発電施設の設置事業のうち、県条例に基づく届出は、地元との協議以外の条項については適用除外とする等の改正をすることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第12号から議案第15号までは、いずれも使用者の利便性向上等を図るためのもので、「福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例」、「福崎町体育館の設置及び管理に関する条例」、「八千種研修センターの設置及び管理に関する条例」及び「福崎町立学校施設等使用条例」のそれぞれ一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第16号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しは、保護者の就労形態の多様化等の影響に伴う中間年の見直しを行うため、福崎町議会基本条例に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第17号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第6号）から議案第21号、令和4年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）までは、令和4年度の各会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第22号、令和5年度福崎町一般会計予算から議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算までは、令和5年度の当初予算について、議会の議決を求めるものです。

主な事業については、予算に関する概要書に主要事業として、新設、行革などを明示しながら一覧表としておりますのでご覧ください。

以上、条例制定が3件、条例改正が12件、予算では、補正予算、当初予算合わせて12件、その他1件の全28件となっております。

詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

議 長 　　ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 議案第1号 福崎町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第5 議案第2号 福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第6 議案第3号 福崎町自治基本条例の一部を改正する条例について

議 長 　　日程第4、議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第6、議案第3号、福崎町自治基本条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定について説明いたします。

この条例は、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることから、必要な事項を定めるものです。議案第1号、説明資料によりご説明をさせていただきます。

1 ページ左側をご覧ください。

1、条例制定の背景です。

最初の段落では、3行目からになります。改正によりこれまで地方公共団体が独自で整備していた個人情報保護制度が全国共通ルール化されることが記載されております。その次の段落では、平成13年3月に制定した福崎町個人情

報保護条例、以下旧条例とありますが、による現在の取組は令和5年4月1日からは法に基づく運用に変わるとしております。

次の段落では、終わりの2行ですが、条例で定めることが法律上必要な事項等について、施行条例、以下新条例といたします、を制定する旨を示しております。

1 ページ左側下の図は、個人情報保護制度の共通ルール化のイメージとなっております。片括弧の a は現状で A 市、B 組合、C 市、D 市、E 市とそれぞれで着色の大きさが違います。ルールが同じ部分と異なっている部分があるというイメージでございます。片括弧の b は共通ルール化後で、法が定めたルールでほとんどの内容が一元化されるというイメージでございます。

1 ページの右側、2 条例の構成です。

①第1条は、本条例の趣旨を定めております。

②第2条は、定義で、2つ目の段落ですが、新条例では実施機関から議会を除外し、条例制定権を有していない財産区については財産区を所管する町の新条例における実施機関に含めて対応することとしています。

③第3条は、開示請求に係る手数料等で、旧条例では開示請求に係る手数料は無料であり、写しの交付及び送付に要する費用のみ実費相当額を徴収しています。新条例でもこれまでの運用を継続します。下の表は開示請求手続に係る旧条例、法施行令、新条例を比較したものをお付けしております。

④第4条は、開示請求書の記載事項です。

⑤第5条は、開示請求等の期限で、下の段落ですが、法に合わせると開示請求者の利益が後退する懸念がありますので、新条例では旧条例と同じ日数での期限を設定し、規定することとします。

2 ページ左側上段の表は、旧条例、法、新条例を比較したものをお付けしております。

⑥第6条は、開示決定等の期限の特例です。旧条例には開示決定等の期限の特例規定はなく、一方、福崎町情報公開条例にはこの規定があるため、開示請求に対する処理に差異が生じておりました。新条例では、この差異を解消し、かつ開示請求者の利益を考慮して、福崎町情報公開条例における期限と同期限を設定し、規定することとします。下の表は旧条例、法、福崎町情報公開条例、新条例を比較したものとなっております。

⑦第7条は、審査会への諮問です。法によって全国の地方公共団体の個人情報保護制度について一元的解釈がなされる仕組みが確立され、制度運用の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されます。そのため、今後個別案件における個人情報の取扱いについて、審議会等への諮問を行う旨を条例で定めることは許容されていません。次の段落では、今後地方公共団体は個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会、国に必要な情報提供等を求めることができるため、審査会等へ意見を聞くことが必要となる場面はかなり少なくなると推測されます。

1 行飛びまして、開示決定等の審査請求に係る諮問のほか、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づくことが特に必要があると認めるときに福崎町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定します。この審査会は、情報公開と個人情報保護を審査するもので、設置については議案第2号での説明とさせていただきます。

2 ページ右側⑧第8条は運用状況の公表。

⑨第9条は、委任規定です。

3、条例の施行期日ですが、地方公共団体に法が適用される令和5年4月1日

から施行します。

4、その他ですが、附則の第2項でこの条例の制定に伴い、旧条例の福崎町個人情報保護条例は廃止する旨を定めています。

続きまして議案第2号、福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について説明いたします。

この条例は、議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の第7条で少し説明しましたが、現在設置している福崎町個人情報保護審査会と福崎町情報公開審査会をこのたびの個人情報保護法の改正に伴い統合して、福崎町情報公開・個人情報保護審査会を設置するものです。

議案第2号説明資料によりご説明させていただきます。

1 ページ左側をご覧ください。

1、条例制定の背景については既に説明したとおりです。なお、この資料では、議案第1号と同じ言葉の使い方をしており、具体的には、個人情報の保護に関する法律は法、現行の福崎町個人情報保護条例は旧条例、福崎町個人情報保護法施行条例は新条例としています。また、福崎町個人情報保護審査会は以下旧個人情報保護審査会とします。

2、条例制定の方針です。3つ目の段落になりますが、調査審議の手続きは福崎町情報公開条例、以下情報公開条例という、の規定により設置している福崎町情報公開審査会、以下旧情報公開審査会という、における調査審議の手続きと多くの共通点がございませう。さらに旧個人情報保護審査会と旧情報公開審査会は同じ委員で現在運用しております。

次の段落ですが、以上の点から旧個人情報保護審査会と旧情報公開審査会を統合した福崎町情報公開・個人情報保護審査会を設置します。

1 ページ右側、3、条例の構成です。

①第1条は、この審査会の設置について定めています。なお、議会独自の個人情報の保護に関する条例についての議案が提出される予定でございまして、開示請求等の諮問先にこの審査会を指定される予定でございませうので、含めて規定をしております。

②第2条は、用語の定義を定めています。

③第3条は、審査会の所掌事務を定めています。表で国の個人情報保護委員会とこの審査会の事務の範囲を明示しています。審査会では第1号から第6号まで定めております。

④第4条は、組織を定めています。

2 ページです。

⑤第5条は、委員の規定で、任期は3年で、旧個人情報保護審査会と旧情報公開審査会の委員残任期間とします。

⑥第6条は会長。⑦第7条は会議。⑧第8条は除斥。⑨第9条は調査権限。⑩第10条は意見の陳述。⑪第11条は意見書等の提出。⑫第12条は提出資料の写しの送付等。⑬第13条は調査審議手続の併合または分離。⑭第14条は調査審議手続の非公開。⑮第15条は審査請求の制限。⑯第16条は答申書の送付等。⑰第17条は庶務。⑱第18条は委任規定。⑲第19条は罰則について定めています。

4、条例の施行期日ですが、議案第1号と合わせ、令和5年4月1日から施行します。

5、その他ですが、①附則の第2項で、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1に、情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員と

あるのを情報公開・個人情報保護審査会委員に改める旨を定めます。

②附則第3項、福崎町情報公開条例第19条第1項の福崎町情報公開審査会を福崎町情報公開・個人情報保護審査会に改めること。さらに福崎町情報公開審査会の運用に係る条文を削除する旨を定めております。

引き続きまして、議案第3号、福崎町自治基本条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第1号に伴い、福崎町自治基本条例の文言等の修正を行うものでございます。

議案第3号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

下線部分でございますが、右側の旧では福崎町個人情報保護条例としていたるところを左側新では、個人情報の保護に関する法律及び福崎町個人情報保護法施行条例と修正します。

以上、議案第1号、2号及び3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 日程第 7 議案第4号 福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議長 長 次、日程第7、議案第4号、福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第4号、福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第4号説明資料をお願いいたします。

概要となります。

1、条例制定の目的です。

企業版ふるさと納税制度は、本町のまちづくりへの支援の促進と地方創生に係るまち・ひと・しごと創生総合戦略事業への民間資金の活用を図るため、令和3年3月に認定を受け、導入した制度でございます。この企業版ふるさと納税の寄附金は①基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に寄附金全額を事業費に充てることなどの要件が定められています。そこで、新たに基金を創設することで、次年度以降の事業にも寄附金を充当することが可能となるもので、企業版ふるさと納税の有効活用と制度運営を図ること、円滑な制度運営を図ることを目的としています。

2、条例の内容ですが、(1)基金の設置目的、第1条では寄附活用事業に要する経費に充てるものとし、受け入れた法人からの寄附金を積み立てるため、基金を設置するものでございます。

(3)基金の処分、第4条では、寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、基金の一部を処分することができるものとしています。基金の使途は福崎町まち・ひと・しごと創生事業に掲げる次の①誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり事業、②結婚・出産・子育てのしやすい環境づくり事業など、4つの分野の事業となります。

(4)施行日は公布の日からとなります。3で企業版ふるさと納税制度について、簡単に説明しています。この制度を利用し、町外からの企業から先に申しあげました事業に対して寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇措置を受けることができる制度となっております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同賜ります

ようよろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第 5 号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第 8、議案第 5 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 5 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 5 号資料 1 ページをお開きください。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図るため、総務省消防庁が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に近づけるため、副分団長以下の団員の年額報酬を 1 万円から 3 万円に改正するものです。また、出動手当は出動報酬とし、1 回 1,200 円から 1 時間当たり 1,000 円、最大で日額 8,000 円に引き上げます。この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

議案資料 2 ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 提案説明の途中ですが、休憩を取りたいと思います。

再開を 10 時 45 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 43 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

前川議員から早退の届出が出ておりますので、ご報告を申し上げます。

日程第 9 議案第 6 号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第 9、議案第 6 号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

町参事ほけん年金課長 議案第 6 号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 6 号資料、1 ページをご覧ください。

出産育児一時金については、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべきとされました。

これを踏まえ、健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、福崎町国民健康保険条例の一部を改正するもので、改正内容は表のとおり、支給額を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改正し、産科医療補償制度の加算額を含めた総支給額を 50 万円とするものです。この改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額はなお従前の例によるものとします。

議案資料 2 ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第 1 0 議案第 7 号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 8 号 福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 1 0、議案第 7 号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 1 1、議案第 8 号、福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例の両議案を一括議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課課長補佐 議案第 7 号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 7 号説明資料 1 ページをご覧ください。

条例改正の概要となっております。

改正の概要です。

近年増加傾向にある空き家等に対し、空き家等を改修し、活用することなどにより、地域の活性化に寄与することを目的とした空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織するために本条例を改正するものであります。

なお、空家等対策計画の策定に際しては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項において協議会を組織することが規定されています。

改正の内容です。

福崎町空家等対策協議会の設置を加える改正を行うとともに、現在設置されています福崎町空家等対策審議会を廃止し、その所掌事務については協議会へ移行します。下段に列記しております協議会の所掌事務ですが、(1)については新たに行う事務として、また、(2)から(4)については審議会から協議会へ移行される事務となっております。

施行期日ですが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

資料 2 ページ、3 ページは新旧対照表となっております。後ほどお目通し願います。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

以上、議案第 7 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 8 号、福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 8 号説明資料 1 ページをご覧ください。条例改正の概要となっております。

改正の概要です。

現在、福崎町内における太陽光発電施設の設置については、1,000 平米以上の規模では福崎町開発事業等調整条例で、また 5,000 平米以上の規模になると兵庫県において制定している太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の対象となっております。このことにより、現状では 5,000 平米以上の規模について、県条例と町条例の間において事務の競合が生じており、事務が相互に競合しないようにすることを定めた地方自治法第 2 条第 6 項の規定に抵触している状態となっております。よって今回その解消のため、福崎町開発事業等調整条例の改正を行うものです。

また、町条例を制定した際に条文内に引用した法律名の一部において法律番号を付していない箇所があったため、併せて改正を行います。

改正の内容です。



現在、県条例においては地元対応として第8条に説明会の開催に関して規定されてはおりますものの、町条例の第14条及び第15条で定めている地元からの要望書の提出やその回答書については規定されていないため、より地元対応を手厚くすることを目的に、第3条に新たに項を設け、県条例の規定に基づいて届出を行ったものについては地元との協議に関する条項について、先ほど述べました説明会の開催や地元からの要望書提出などについては適用されることとし、それ以外の条項については事務の競合を解消するため、適用除外とするよう改正をいたします。

また、法律番号が付されていなかった6か所については、法律番号を付する改正を行います。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行します。

資料2ページは新旧対照表です。後ほどお目通しください。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。両議案ともよろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

- 日程第12 議案第9号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第12、議案第9号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第9号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第10号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これら3つの条例改正につきましては、いずれも国の定める基準が改正、追加されたことに基づく改正であります。共通している項目がありますので、概要をご説明いたします。

まず、議案第9号資料の1ページをご覧ください。

このたびの3つの条例改正の体系をお示ししております。表中、左端の電磁的方法による対応追加からその一番下、衛生管理等に係る規定の明確化（感染症及び食中毒に係る対応（改正））まで、7つの項目について表中右端の国が定める基準が改正追加されたものであります。丸印は、条例改正の対象となる項目、横バーは対象とならない項目、法律や県条例を明記している項目はそれぞれの法規にて規定されているものという表示でございます。

次に、表中太枠で囲んでいるものが、議案第9号に係る部分であります。本議案の福崎町特定教育・保育施設とは、大まかに言いますとこども園、幼稚

園、保育所等で定員が20人以上の認可を受けている施設をいいます。

改正内容です。電磁的方法による対応の追加と、懲戒権関係規定の削除ですが、議案第9号資料2ページをご覧ください。

今回の改正は、内閣府令の特定教育・保育施設等の国基準が改正されたため、本条例の改正を行うものです。

1点目が電磁的方法による対応の追加で、デジタル化の推進に伴い、事業者等が作成、保存を行うものや、利用者との間の手続きで書面によることが規定され、想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である規定を追加するものです。

2点目が懲戒権関係規定の削除です。児童虐待の防止を図る観点から、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、国基準でも懲戒権関係規定が削除されましたので、条例の関係規定を削除するものです。

資料3ページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しください。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第10号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第10号資料の3ページをご覧ください。

説明資料の右側に事業類型をお示ししております。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型があり、それぞれ事業主体、保育実施場所、認可定員により分類されています。認可定員19人以下の小規模な施設であります。これらの家庭的保育事業等は、本条例に規定する基準に基づき、町長が認可する事業であり、現在福崎町に該当する施設はございません。

議案第10号資料1ページをお願いいたします。

表中太枠で囲んでいるものが議案第10号に関係する部分ではありますが、改正内容につきましては、議案第10号資料の2ページをお願いいたします。

今回の改正は、厚生労働省令の家庭的保育事業等の国基準が改正されたため、本条例の改正を行うものです。

1点目は、先ほどご説明いたしました議案第9号と同じく、電磁的方法による対応の追加で、デジタル化の推進に伴い、電磁的方法による対応も可能である規定を追加するものです。

2点目も先ほどご説明いたしました議案第9号と同じく、懲戒権関係規定の削除で、条例の関係規定を削除するものです。

3点目が安全計画の策定等の規定の追加です。児童福祉施設等について、安全計画策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項を明確に位置づける必要があるとされたことから追加するものであります。

4点目がバス送迎の安全管理の徹底に係る規定の追加です。保育所等の送迎バスで置き去りにされた園児が亡くなるという重大事故が発生したことを受けて、バス送迎の安全管理の徹底に関する規定を追加するものです。

2点ありまして、1、事業者等が利用乳幼児の施設外での活動、取組等のため、移動等のために自動車を運行するときは点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことを義務づけるものです。2つ目が専ら利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づけるものです。

5点目が他の社会福祉施設等を併せて設置しているときの設備及び職員の基準

の改正です。事業者等が他の社会福祉施設等を併せて設置しているときに、保育室等の設備の共用や保育に従事する職員の兼務はできないとされていたところを、設備、職員ともにその行う保育に支障がない場合に限り、兼ねることができる規定されました。これに伴い、本条例においても同様の改正を行うものです。

6点目が衛生管理等に係る規定の明確化です。これまで感染症または食中毒の発生や蔓延を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されていましたが、その内容が具体的に示されていなかったことから、このたび感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務として求める規定が設けられました。これに伴い、本条例においても同様の改正を行うものです。

資料4 ページ以降は新旧対照表です。後ほどお目通しください。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第11号資料1 ページをご覧ください。

表中太枠で囲んでいるものが議案第11号に関する部分であります。それらの改正内容につきましては、議案第11号資料の2 ページをご覧ください。

今回の改正は厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の国基準が改正されたため、本条例の改正を行うものであります。

1点目は、先ほどご説明いたしました議案第10号と同じく安全計画の策定等の規定の追加です。児童福祉施設等について安全計画策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項を明確に位置づける必要があるとされたことから追加するものであります。

2点目も先ほどご説明いたしました議案第10号と同じく、バス送迎の安全管理の徹底に係る規定の追加であります。

1つ、事業者等が児童の施設外での活動、取組等のため、移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づけるものです。

3点目が業務継続計画の策定等の規定の追加です。国基準において、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じることが努力義務として求める規定が設けられました。これに伴い、本条例においても同様の規定を追加いたします。

4点目が先ほどご説明いたしました議案第10号と同じく、衛生管理等に係る規定の明確化です。感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施することを努力義務として求める規定が設けられました。これに伴い、本条例においても同様の改正を行うものであります。

資料3 ページ以降は新旧対照表です。後ほどお目通しください。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

- る条例について
- 日程第16 議案第13号 福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第15、議案第12号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第18、議案第15号、福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第12号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第15号、福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例についての4つの条例改正について概要をご説明申し上げます。

まず、議案第12号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第12号資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、屋外体育施設のうち、第3グラウンドさるびあドームについて、予約が集中する6月から9月までの間の午前中により多くの方にご利用いただけるよう改正を行うものでございます。

条例第10条に使用料の納付を規定し、別表第10条関係に使用料の区分、金額を規定しておりますが、別表中第3グラウンドさるびあドームについて、新たに6月から9月までの間の別表を追加するものでございます。

また、6月から9月までの間につきましては、使用開始時間を8時30分から7時30分に1時間早め、午前中の半日を7時30分から12時30分といたします。併せて半日単位の1こまでであった区分を7時30分から10時、10時から12時30分の2こまで使用できるように改正を行うものです。1こま2時間30分の使用料は半日1,100円の半分の550円といたします。

この改正は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第12号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、体育館の球技場の利用について2時間の区分、及び卓球場の利用について小人の区分を設ける改正を行うものです。

議案第13号資料をご覧ください。

条例第10条に使用料の納付を規定し、別表第10条関係に使用料の区分、金額を定めておりますが、別表中新たに2時間の区分、卓球場の項目に小人、備考欄に2時間ごとの使用時間及び小人の定義を追加するものでございます。これは現在体育館を利用されている実情に合わせて条例を改正するもので、利用者への対応や使用料の金額が変更となるものではございません。

この改正は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第13号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、八千種研修センターの卓球場の利用に大人、小人の区分を設け

る改正を行うものでございます。

議案第14号資料をご覧ください。

条例第7条に使用料の納付を規定し、別表第7条関係に使用料の区分、金額を定めておりますが、別表中、卓球場に大人1時間110円、小人50円を追加、備考に小人の定義を追加するものでございます。こちらも現在八千種研修センターを利用されている実情に合わせて条例を改正するもので、利用者の方の対応や使用料の金額が変更となるものではありません。

この改正は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第14号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、一般に社会開放と言われております福崎町内の学校施設を利用される際の規定につきまして、別表の区分及び備考欄に利用時間を明記する改正を行うものでございます。

議案第15号資料をご覧ください。

条例第8条に使用料の納付を規定し、別表第8条関係に使用料の区分、金額を定めておりますが、これまで別表の備考欄に記載しておりました使用時間を区分の欄に記載、それから体育館の使用につきまして、備考欄に使用時間が2時間以内である場合は使用料として820円を徴収するの文言を追加するものでございます。

現在、学校施設等利用されている実情に合わせて条例を改正するもので、利用者への対応や使用料の金額が変更となるものではございません。

この改正は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第15号についての説明とさせていただきます。

以上で、説明を終わります。4議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 日程第19 議案第16号 福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

議 長 日程第19、議案第16号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しについてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第16号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しについてご説明申し上げます。

福崎町子ども・子育て支援事業計画は、福崎町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画であります。平成27年度から5年間で第1期計画で、現在は令和2年度から令和6年度の5年間で計画期間とする第2期計画となっております。保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出、子ども・子育て環境の変化等により、必要に応じ中間見直しを図ることとされています。

今年度は計画の3年目に当たり、一部計画値と実績値とで乖離が見られるため見直しを行うものです。議案は見直し後の案となります。

議案第16号説明資料の見直し前後対照表で説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

1ページの左側が見直し後、右側が見直し前の対照表としております。見直した箇所には下線を引いております。

1ページは目次で、左側中段少し上の下線部分第1章に5、計画の中間見直し、

2、(1) 中間見直しの趣旨の1項目が増え、以下見直し後はページが1ページ後ろへずれています。

次に3ページをお願いいたします。

5、計画の中間見直しに(中間見直しの趣旨)として1ページを追加しております。資料の真ん中で実線で囲ってある部分が今回の見直し範囲で、第4章基本目標Gになります。1、多様な保育サービスの充実の(2)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保と(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の部分を見直します。その他の内容は変更ございません。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

(2)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の①1号認定(教育)ですが、令和2年10月からの3歳児以上の保育料無償化により、1号認定から2号認定に移る方が多かったことから、実績が減少したまま推移していますので、令和5年度、令和6年度の量の見込みを70、確保方策を100にします。それと、①量の見込みの欄ですが、右側の見直し前の欄では、2号認定(教育)という項目がありますが、福崎町には該当がありませんので、この項目を削除いたします。

続きまして、②2号認定(保育)です。1号認定とは逆に、保育料無償化により実績が増加したまま推移していますので、令和5年度、令和6年度の量の見込みを400、確保方策を430とします。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

中段の④地域子育て支援拠点事業です。ここ3年はコロナの影響を受けて実績が減少していますが、コロナ前の実績も踏まえて、令和5年度、令和6年度の量の見込みを2万から1万3,000に見直します。

最下段の⑤一時預かり事業(幼稚園型)です。最初の文章の2行目で一時預かり事業を実施していない地域子育て支援拠点を削除いたします。幼稚園型は1号認定の園児が対象で、先ほども申し上げましたが、保育料無償化により実績が減少している状況を踏まえ、令和5年度、令和6年度の量の見込みを1,200から500に見直します。また、①量の見込みの欄ですが、右側の見直し前の欄では、2号認定という項目がありますが、福崎町には該当がありませんので、この項目を削除します。

次に、資料の6ページをお願いいたします。

最上段で、一時預かり事業の続きになりますが、ここは語句の変更です。表の左上です。右側の見直し前は幼稚園型以外としていますが、福崎町で実施しているのは一時預かり一般型という事業でありますので、分かりやすくするために幼稚園型以外を一般型に修正します。

次に、7ページをお願いいたします。

下側の⑨妊婦健診事業です。実績に基づく推計により、令和5年度、令和6年度の量の見込み、人数を210から180とし、回数を2,520から1,440に見直します。

次に、資料の8ページをお願いいたします。

10番、乳児全戸訪問事業です。実績に基づく推計により、令和5年度、令和6年度の量の見込みを140から120に見直します。次に下側11、養育支援訪問事業です。こちらも実績に基づく推計により、令和5年度以降の量の見込みを26から36に見直します。

以上で、説明を終わります。ご審議をいただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）

議 長 日程第 2 0、議案第 1 7 号、令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）  
ついてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 1 7 号についてご説明いたします。

令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3, 8 4 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 9 0 億 2 0 0 万円とするものであります。歳入歳出の予算の内訳につきましては、第 1 表にお示ししております。

まず、歳出予算の補正の概要につきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

事項別明細書 6 9、7 0 ページをお開きください。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上が、歳入歳出予算補正についての説明となります。

議案にお戻りください。

第 2 条は、繰越明許費でございますが、議案の 5 ページをお開きください。

総務費で、集中管理車が令和 4 年度中に納車できなくなったため、集中管理車購入事業で 2 5 8 万円、1 2 月補正で計上しました地方公共団体情報システム標準化に伴うシステム改修が令和 4 年度に実施できなくなったため、情報システム標準化改修事業で 3 3 0 万円。

農林水産業費の、これも 1 2 月補正で計上しました認定農業者が生産コスト軽減のため農業機械を購入する事業について令和 4 年度中に機械の納入が間に合わなくなったため、農業生産コスト低減緊急対策事業で 7 0 万円。歳出でご説明しました商工費のプレミアム付商品券事業で 1, 0 0 0 万円。

土木費の道路維持改修事業 3, 4 0 0 万円は、町道東大貫溝口線ほか 2 路線の舗装修繕工事費です。道路新設改良の 4, 7 0 0 万円は町道福崎駅田原線の測量設計、土地購入費と千束新町線の測量設計費です。

教育費では、歳出でご説明しました学校教育活動継続支援事業は小学校費で 4 5 0 万円、中学校費で 1 8 0 万円、小学校施設長寿命化改良事業、トイレ改修で 3 億 6 0 0 万円、計 9 事業で合計 4 億 9 8 8 万円を翌年度へ繰越しする予定としております。

次に、議案の第 3 条、地方債の補正につきましては、歳出でご説明した事業に対するものでありまして、議案の 6 ページから 8 ページのとおりとなっております。利率、償還の方法はそれぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第 1 7 号、令和 4 年度一般会計補正予算（第 6 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
について

日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）  
について

議 長 日程 2 1、議案第 1 8 号、令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第2号）について、及び日程第22、議案第19号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

町参事ほけん年金課長 議案第18号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,930万円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ19億3,960万円とするものです。

議案第18号資料1ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の4ページをお願いいたします。

保険給付費月別状況になります。それぞれ月の途中に太線を入れておりますが、太線までは実績値、その下については見込み値となっております。

左の欄、年間異動状況の全被保険者数は、4月3,635人、1月は3,372人で263人減少しています。歳出の大部分を占める療養給付費は、太線から下の12月診療分から2月診療分につきましては、過去3年間の1人当たりの医療費の伸び率3.5%を乗じて算出しております。

療養給付費の見込みは、11億7,559万円です。当初予算額12億600万円から3,000万円を減額し、最終予算額を11億7,600万円と見込んでおります。この療養給付費ですが、表の下に米印で記載しておりますが、最後の2月診療分については概算で請求されるため、先ほどの見込額の表は概算分3,000万円を加えた額で算出し、11億7,600万円を補正後予算額としております。

高額療養費は補正後予算額1億6,020万円で、当初予算額1億8,220万円から2,200万円を減額します。

資料2ページをお願いいたします。歳出の勘定表です。3月補正額の列をご覧ください。

まず、保険給付費ですが、給付の状況につきましては先ほど報告させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額14億1,440万円に対し、補正後予算額は13億6,240万円となり、5,200万円の減額を見込んでおります。対前年度決算比0.1%増の見込みです。歳出合計は、補正後19億3,960万円で、対前年度決算比1.4%減、当初予算比1.9%減を見込んでおります。

資料1ページをお願いします。

歳入では、保険税につきましては、現年度分、滞納分とも増額の見込みで、全体として190万円増額の見込みです。徴収率は、現年度医療分で95.4%、介護分で92.6%を見込んでおります。県支出金につきましては、普通交付金は、保険給付費に対する兵庫県からの交付金です。先ほど説明させていただいた療養給付費などの減によりまして、総額で13億5,853万円となり、5,200万円の減額を見込んでおります。県繰入金などの特別交付金は、実績見込みにより768万5,000円の減額の見込みです。繰入金につきましては、全体で予算現額1億5,993万円に対し、補正後予算額は1億6,618万1,000円となり、625万1,000円の増額です。歳入合計は、補正後19億3,960万円で、対前年度決算費2.1%減、当初予算費1.9%減の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）



以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ936万9,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ3億660万円とするものです。補正の内容は、保険税の実績見込みによる増額などです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第19号の説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第23 議案第20号 令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議 長 日程第23、議案第20号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第20号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ297万9,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億9,740万円とするものです。

議案第20号資料1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の3ページをお開き願います。

左上の表でございますが、65歳以上の人口推移は令和4年3月末で5,494人、12月末では5,476人となり、高齢化率は29.2%です。2番の要介護認定者数は3月末1,002人、12月末1,038人で、36人の増となり、右側上の表ですが、令和4年12月末での介護度別では、要介護2が多く175人、16.9%を占めています。また、要支援1・2の方がそれぞれ102人、168人と軽度の方が増加しています。

今回の歳出の補正は、主に要支援の方の増加による介護予防プランの作成委託料の増や、介護予防生活支援サービス事業負担金の増額によるものでございます。

それでは、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第20号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 提案説明の途中ですが、休憩を取りたいと思います。

再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

なお、松岡秀人議員、吉田利彦農林振興課長から早退届が出ております。農林振興課長の代わりに中塚喜博課長補佐が出席しておりますので、ご報告をさせてい

たきます。

日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議 長 次、日程第 2 4、議案第 2 1 号、令和 4 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 2 1 号、令和 4 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を 9, 0 2 0 万 6, 0 0 0 円増額し、1 0 億 3, 0 2 0 万 6, 0 0 0 円に、支出、下水道事業費用を 1, 7 1 6 万 6, 0 0 0 円増額し、1 0 億 2, 4 9 6 万 5, 0 0 0 円といたします。

補正予算第 3 条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第 4 条本文括弧書き中、不足する額を 4 億 7 4 6 万 1, 0 0 0 円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9 3 0 万 3, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 1, 5 1 3 万 9, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 3 億 3, 7 4 2 万 3, 0 0 0 円及び、繰越利益剰余金 4, 5 5 9 万 6, 0 0 0 円に改めます。そして、下段の表、資本的収入は 4, 2 5 6 万 4, 0 0 0 円減額し、5 億 8, 7 1 3 万 6, 0 0 0 円に、次のページ、資本的支出は 4, 5 7 0 万円減額し、9 億 9, 4 5 9 万 7, 0 0 0 円といたします。

補正予算第 4 条では、企業債の限度額を 2, 4 8 0 万円減額し、2 億 5, 4 6 0 万円に改めます。

次のページ、下水補 1、2 ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第 2 1 号資料でご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出で、支出から説明いたします。資料 2 ページをご覧ください。

この資料は、各目節ごとの補正予定額と、その右には公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。営業費用では、管渠費でマンホールポンプの水位計が故障したことによる修繕費の増額、処理場費の増額は光熱費では福崎浄化センターにおける電気代の高騰による増額、修繕費は同センター内の使用機器インバーターが故障したため、緊急修繕したことによる増額、減価償却費は前年度の資産登録が予定より増加したことによる増額でございます。営業外費用では、公共で工事が減少したことにより、消費税が還付から納付になったことによる増額、雑支出では漏水還付が増えたことによる増額で、下水道事業費用全体では 1, 7 1 6 万 6, 0 0 0 円を増額いたします。

資料 1 ページにお戻りください。

次は、収入です。

営業収益は、下水道使用料を実績見込みにより増額、他会計負担金では雨水処理に要する経費が増加したため、一般会計からの負担金を増額いたします。営業外収益では一般会計からの繰入れとして、繰り出し基準に基づく負担金を増額、それ以外の経費に対する補助金も増額いたします。これらの主な要因は、議案第 1 7 号の一般会計補正予算でもご説明いたしましたとおり、当初予算においては下水道事業の財務の明確化を目的に、一旦一般会計からの繰入額を減少させ、資金の精算を行いました。その結果、資金不足が明らかになり、次年度以降の経営

が困難となることから、必要な資金の補正をお願いするものでございます。そのほか減価償却費の増による長期前受金戻入の増額、消費税の還付金は工事の減に伴い減額し、下水道事業収益全体では9,020万6,000円を増額いたします。

次に、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出も支出からご説明いたします。建設改良費の管路整備費では、公共及び農集地区で新規ます設置工事が増えたため、実績見込みにより工事請負費を増額、雨水の管路整備費では、令和3年度末の国の補正予算において前倒しで国庫補助金が配分されたため、対応する令和4年度の工事請負費を減額、資本的支出全体では、4,570万円を減額いたします。

資料3ページにお戻りください。次は収入です。

工事量の減少によりまして、企業債の下水道事業債を2,480万円減額、国庫補助金は、先ほど支出で説明いたしましたとおり、国からの補助金2,500万円が令和3年度に前倒しで配分されたことにより減額、受益者負担金及び工事負担金については実績見込みで増額し、資本的収入全体では4,256万4,000円を減額いたします。これらの結果で一般会計からの繰入総額は4億1,020万円となり、9,110万円の増額となります。

議案にお戻りください。その他の説明としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補4ページから6ページには令和4年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照をください。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

#### 日程第25 議案第22号 令和5年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第25、議案第22号、令和5年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第22号、令和5年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に予算の概要等の24ページまでの資料と、各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。また、議案第22号資料もそれぞれ審議の参考としていただけたらと思います。

それでは、議案の表紙をご覧ください。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を86億3,000万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の前に別紙で添付しております予算に関する概要書3ページをお開きください。一般会計の総額は86億3,000万円で、令和4年度予算に比べ、4億1,400万、率にして5%の増としております。

概要書の5ページをお開きください。

歳入について説明をさせていただきます。

一般会計の歳入内訳であります。1款町税は32億9,207万円で、4年度予算に比べ1,801万円の減収と見込んでおります。

内訳としましては、町民税では地方財政対策の伸び率などを念頭に置き推計を

行った結果、個人で710万円減の9億60万円、法人では680万円増の2億6,720万円を見込んでおります。固定資産では1,980万円減の18億9,730万円を見込んでいます。

1,980万円の減額の内訳としましては、土地は開発による地目変更による評価額の増加などにより190万円の増収、家屋は新增築により1,830万円の増収、償却では企業アンケートの伸びなどを勘案し、3,900万の減収を見込んでおります。軽自動車税は令和4年度実績等より推計し、10万円増収の7,220万円、町たばこ税も令和4年度実績見込みより推計し、200万円増収の1億5,400万円を見込んでいます。

議案資料の5ページに税の当該予算、前年度との比較表をお付けしておりますので、ご参照をお願いします。

2款地方譲与税は地方財政対策の伸び率などを参考に、8,167万9,000円を見込み、4年度予算に比べ2万1,000円の減収、3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までの市町交付金は、県からの予算等見込みを参考にし、6億7,700万円を見込み、4年度予算に比べ4,180万円の増収としております。10款地方特例交付金につきましては4,080万円を見込み、4年度予算に比べ920万円の増収としております。

増収の要因については、住宅借入金等特別税額控除によるものが20万円の増、固定資産税の軽減措置によるものが900万円の増であります。

11款地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政収入額は、町民税個人の所得割、地方消費税交付金の増収と法人税割、固定資産税の償却の減を見込み、基準財政需要額では個別算定経費、包括算定経費とも国が推計した伸び率を基に算定した結果、対前年度予算比較で普通交付税が1億5,000万増の13億9,000万円、特別交付税は前年度より2,000万円増の1億2,000万円としております。

事業量に伴い15款国庫支出金は、3,376万2,000円増の7億6,592万5,000円、16款県支出金は5,307万1,000円増の5億9,258万4,000円を計上しています。18款寄附金は1,500万円増の8,510万円を計上しています。ふるさと応援寄附金が1,000万増の8,000万円、令和5年度新たに企業版ふるさと納税寄附金500万円を予算化しております。

22款町債は、340万円増の3億7,550万円を見込んでいます。うち臨時財政対策債は、国が発行抑制することにより1億3,000万円減の1億円としております。普通交付税が1億5,000万円の増ですので、臨時財政対策債を含めた普通交付税全体では2,000万円増の14億9,000万円となっております。歳入歳出見積りの結果、19款の繰入金の下になりますが、一般財源が不足する額4億2,000万円を財政調整基金から繰り入れる予算編成をしており、4年度予算に増して厳しい予算編成となっております。

歳出の概要につきましては、概要書の7ページに款項別に予算額と令和4年度との増減等の一覧をお示しし、13ページから22ページにかけては総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業を取りまとめておりますので、後ほどお目通しく下さい。

各目等の説明に入ります前に、一般職員の配置員数、人件費につきまして総括的に説明申し上げます。議案資料の1ページをお開きください。

この資料では、一般会計の目ごとと、特別会計ごとの配置職員数、それぞれの一般職員の増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属す

る職員数のうち正規職員は127人、再任用職員5人と、会計年度任用職員・臨時職員で334人の合計466人であります。

2ページをご覧ください。

下から2行目になりますが、全会計では、正規職員148人、再任用職員6人、会計年度任用職員・臨時職員で349人の合計503人であります。正規職員・再任用職員は増減なし、会計年度任用職員・臨時職員は、7名の増であります。全会計で人件費総額では、令和4年度当初予算比較で2,709万2,000円増の、18億3,979万2,000円であります。一般会計における人件費総額は、令和4年度当初予算比で2,705万9,000円増の、16億5,025万6,000円あります。

一般会計における人件費の主な増減は、職員給が148万円の増、会計年度任用職員報酬が人員増等により1,088万9,000円の増、職員手当が人勤による支給月数引上げによる期末勤勉手当や選挙手当の増などにより1,478万8,000円の増、退職手当組合負担金は会計年度職員の負担金率の減などにより892万円の減、共済組合負担金は会計年度任用職員の県共済加入と負担率の増などにより、1,594万9,000円の増、社会保険料負担金は短期共済分などが共済組合負担金に移行したため、1,064万7,000円の減となっております。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案書3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、事項別明細書にて歳出のご説明をいたします。

限られた時間でありますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、大きく予算が増減する事業や新規事業の説明を中心に申し上げます。

それでは、議会費から順次説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は、議案にお戻りください。

議案の表紙ですが、第2条、地方自治法第214条の規定により、歳入を負担することができる事項、期間及び限度額については、第2表に計上しております。

議案の5ページをお開きください。

老人ホーム給食調理業務委託事業が令和6年度から8年度で6,100万円、一般廃棄物収集運搬業務委託事業が令和6年度から8年度で1億6,900万円、給食共同調理センター調理等業務委託事業は令和6年度から8年度で2億1,200万円としております。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債については、第3表に計上しております。

議案の6ページから8ページになります。

歳入、町債でご説明申し上げました額をそれぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりとしております。

次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入れの最高額は15億円と定めております。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生

じた場合、同一款内においてこれらの経費を流用できるものとしております。

以上、議案第22号、令和5年度一般会計予算の説明とさせていただきます。  
よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 説明の途中ですが、休憩を行います。  
再開を14時15分といたします。

◇

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第26 議案第23号 令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第27 議案第24号 令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議 長 日程第26、議案第23号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算  
について、及び日程第27、議案第24号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事  
業特別会計予算について、両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

町参事はげん年金課長 議案第23号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、  
ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,160万円とするものです。

また、第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

議案第23号資料1ページから6ページにお示ししておりますので、ご参照く  
ださい。

資料の1ページをご覧ください。

令和5年度の予算編成方針です。国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤  
をなす制度として、地域住民の健康の保持増進、福祉の向上及び生活の安定に  
重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は、被保険者の高  
齢化や医療の高度化などによる医療費の増加、また、離職者や低所得者が多い  
という制度の構造的な問題を抱え、非常に苦しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30年度に大きな制  
度改正が行われ、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町におい  
ては、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などの地域におけるき  
め細やかな事業を行っています。

令和5年度に実施される制度改正の主なものは課税限度額の見直しや軽減判定  
所得基準額の見直しです。また、出産育児一時金の支給額を42万円から50  
万円に引き上げます。

令和5年度予算については、医療費の動向、被保険者数の減少などを勘案して  
います。被保険者数については後期高齢者医療へ移行する被保険者が増加して  
いくことから、3,230人と見込んでいます。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去3年間におけ  
る給付状況や対前年度伸び率などを勘案した、県の推計金額を基に計上してい  
ます。保険給付費一般分について、療養給付費は10億9,600万円、対前  
年度当初予算比9.1%減、療養給付費1,000万円、対前年度予算と同額、  
高額療養費1億5,100万円、対前年度当初予算比17.1%減を見込んで  
います。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第4期特定健康診査実施計画の策定に取り組みます。健診受診率の向上に努めるとともに、人間ドック、脳検査助成事業、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、レセプト点検などにより、保健事業の充実と医療費の適正化に努めます。また、レセプトデータを活用して、保健指導に活かす第3期データヘルス計画の策定に取り組みます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率などを参考に税率を設定します。現年度分については、収納率95.4%、2億9,620万円を見込んでいます。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。また、国保財政調整基金から1,760万円を繰り入れ、税負担の軽減を図ります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,000万円とするものです。

議案第24号資料1、2ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の1ページ、当初予算資料をご覧ください。

この特別会計の歳入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与などと保険料徴収事務費経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料2ページをお開き願います。令和5年度の主な改正点です。

後期高齢者医療保険料率軽減判定所得の見直しです。国民健康保険事業の令和5年度の改正と同様に、軽減判定基準額が見直され、変更となりました。7割軽減は現行のまま変更はなく、5割、2割軽減がそれぞれ記載のとおり変更となります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第24号の説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 日程第28 議案第25号 令和5年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第28、議案第25号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第25号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億750万円と定めるものです。

議案第25号資料、1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

議案資料の1ページをご覧ください。

予算編成方針となります。令和5年度は、第8期事業計画の最終年度となるため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期福崎町ワールドサルビアプランを策定します。介護保険制度は平成12年4月に創設され、今年度で24年目を迎え制度が定着し、サービス給付費は年々増加しています。令和5年度の予算編成は、第8期事業計画に基づき積算しています。

計画では、被保険者数5,446人、要介護認定者数は1,005人を見込んでいます。介護給付費は施設サービス費、地域密着型サービス費の増加を見込み、16億5,550万円、対前年度当初予算比0.9%増を見込みました。

地域支援事業は、介護予防事業の推進により、コロナ禍で低下した高齢者の活動能力の改善に努めるとともに、軽度認定者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメントの需要が高まる中、適切な介護予防、自立支援に向けたケアプランの作成に努めます。地域支援事業は、各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費に合わせて8,825万円を見込んでいます。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国、県、町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。それぞれ歳出に見合うルール分を計上しております。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

- 日程第29 議案第26号 令和5年度福崎町水道事業会計予算について  
日程第30 議案第27号 令和5年度福崎町工業用水道事業会計予算について  
日程第31 議案第28号 令和5年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第29、議案第26号、令和5年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第31、議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼をいたします。3企業会計の令和5年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第26号、令和5年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量については、1、給水戸数は8,300戸で前年度比100戸の増、2、年間給水量は241万立方メートルで、前年度比7万立方メートルの減、3、1日平均給水量は6,600立方メートルで、前年度比200立方メートルの減としております。

4、主な建設改良事業は、福田水源地から三ノ宮配水池へ向かって送水しております三ノ宮配水池送水管と一部隣接する配水管の更新工事を実施する予定と



しております。この送水管は昭和50年に布設され、延長が約2キロメートルとなっております。耐用年数が経過し、耐震性にも劣ることから、向こう4年間で全てを耐震管に入れ替える予定としております。令和5年度はその1期工事として、約400メートルの区間で工事を行います。そのほか、市川を挟み、八反田地区と西治地区を連絡する八反田水管橋を耐震化するための詳細設計業務を委託いたします。

議案第26号資料9ページには位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

1ページ、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億2,700万円で、前年度比0.8%の減、支出の水道事業費用は4億300万円で、前年度比3.7%の減としております。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページ、資本的収入は9,810万円、資本的支出は3億320万円としています。前年度に比べて収入、支出とも大きく増となっておりますが、大型工事が始まることにより、建設改良費とその財源を計上したことによるものでございます。

なお、1ページ下段、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億510万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,363万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,146万4,000円で補填する予定としております。

2ページ、第5条は企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を得なければ流用することができない経費、第9条は他会計からの補助金、第10条は、棚卸資産購入の限度額についてそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書をご覧ください。

全会計のうち、後ろ3会計が企業会計となっております。水道事業会計の1ページ、2ページをお開きください。こちらが実施計画となりますが、この明細を17ページ以降に記載しておりますので、そちらで説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページ中段以降をご覧ください。支出は、営業費用が3億9,356万8,000円で、原水及び浄水費では19ページ最上段の動力費で電気代の上昇分を見込み、前年度と比べ約360万円の増額としております。

その下の配水及び給水費では、中段やや下の修繕費で、毎年実施しておりますメーター替えにおいて、対象件数が大幅に減ることなどから、予定額を減額しております。また、その下の材料費についてもメーター替えの材料が減ったため、減額としております。

20ページ、総係費の報酬では、上水道の料金体系の適正化などを目指し、上下水道事業審議会を開催する予定としており、その委員報酬を23万6,000円計上しております。そのほか下段で減価償却費や資産減耗費を計上しています。

次の21ページの営業外費用942万2,000円は企業債の支払利息、雑支出で漏水還付金など、そして消費税では前年度と比べて建設改良工事が増えたことにより、消費税が納付から還付となるため、約600万円減額となる予定でございます。

17ページにお戻りください。次は収入です。収入は、営業収益が3億2,640万6,000円、うち水道料金は3億1,558万6,000円で、年間の使用水量が減少すると見込まれることから、前年度と比べ775万円の減としております。営業外収益は1億58万4,000円、主なものは、長期前受金戻入が8,674万3,000円、水道加入分担金540万円、次の18ページ、消費税還付金では、先ほど説明いたしましたように工事料の増により消費税が還付となるため、前年度と比べ約760万円の増としております。

次に、資本的収入及び支出です。23ページの支出から説明をいたします。建設改良費は、冒頭、議案の業務の予定量で説明をいたしました事業などで、2億7,002万円、企業債償還金は平成4年度に余田配水池建設のために借り入れた企業債の償還が前年度で終了したことから、前年度比約660万円減の3,318万円を計上しております。

22ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入です。企業債は三ノ宮配水池送配水管更新工事第1工区に充てるため、8,700万円を借り入れる予定としております。そのほか、一般会計からの補助金を108万円、給水工事の負担金を1,002万円計上しております。

明細は以上となりますが、議案第26号資料1ページからはそれぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照をください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページからは令和4年度の予定損益計算書、9ページからは令和4年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和5年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照をください。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。第2条、業務の予定量ですが、1、給水事業所数は29事業所で、前年度と同数、2、年間給水量は62万立方メートル、前年度比4万4,000立方メートルの増、3、1日平均給水量は1,700立方メートルで、前年度比120立方メートルの増としております。

4、建設改良事業では、新町水源地の送水ポンプが老朽化し、送水能力が低下していることから更新工事を行います。そのほか、管路の耐震化を目指した更新計画を策定するため、その支援業務を委託する予定としております。

中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,900万円で、前年度比4%の増、支出の工業用水道事業費用は4,790万円で、前年度比10.9%の増を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページになりますが、資本的収入はなく、資本的支出は1,850万円としております。建設改良費では、先ほど説明をいたしました事業で1,000万円を予定し、企業債償還金は元金の償還850万円を予定しております。

1ページに戻っていただきまして、下段では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,850万円につきましては、第4条括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,759万1,000円で補填するものとしております。

2 ページです。中段、第 5 条は一時借入金の限度額、第 6 条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして説明をいたします。予算に関する説明書の工業用水道事業会計 1、2 ページをお開きください。実施計画となりますが、説明につきましては、17 ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18 ページをご覧ください。

支出は、営業費用が 4,547 万 8,000 円、主なものは送水及び配水費では、報酬を 11 万 8,000 円計上しております。これは水道事業でも説明いたしました上下水道事業審議会での委員報酬となります。

工業用水道事業では今後老朽化した水管橋の更新工事など、大型事業を実施する必要があるため、料金水準の適正化についてご審議いただきたいと考えております。また、動力費においては、電気代の上昇分を見込み、前年度比約 270 万円の増額としております。

次の 19 ページでは、減価償却費などを計上しております。

営業外費用は、242 万 2,000 円で、最下段の消費税が前年度と比べ約 100 万円増額となっております。これは建設改良工事の減によりまして消費税が還付から納付になったことによるものでございます。

次に、17 ページにお戻りください。収入です。営業収益は 3,853 万 9,000 円で、水道料金は前年度と比べ約 230 万円増の 3,808 万 9,000 円を見込んでおります。営業外収益は 1,046 万 1,000 円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、20 ページの資本的収入及び支出です。収入はありません。支出では、冒頭説明いたしました事業に要する建設改良費 1,000 万円と企業債償還金 850 万円を計上しております。

なお、議案第 27 号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3 ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4 ページから 6 ページが給与費明細書、8 ページが令和 4 年度の予定損益計算書、9 ページからは令和 4 年度末の予定貸借対照表、13 ページからは令和 5 年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照をください。

以上、議案第 27 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 28 号、令和 5 年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第 2 条に定めた業務の予定量は、1、接続件数 5,935 件、前年度比 125 件の増、2、年間総処理水量は 242 万 3,400 立方メートルで、前年度比 2 万 7,500 立方メートルの減、3、1 日平均処理水量は 6,640 立方メートルで、前年度比 80 立方メートルの減としております。

4、主な建設改良事業は、前年度に引き続き、ストックマネジメント計画に基づく福崎浄化センター膜カートリッジの更新工事、及び老朽化したマンホールポンプ通報装置の改築工事を実施する予定としております。内水対策としましては、川すそ雨水幹線工事並びに、直谷第 2 雨水幹線工事の延伸整備を予定しております。

議案第28号資料8ページ、9ページに位置図を添付しておりますので、ご参照をください。

第3条は、収益的収入及び支出です。下水道事業収益は9億9,331万5,000円で、前年度比5.7%の増、下水道事業費用は10億4,466万3,000円で、前年度比3.9%の増としております。また、下水道事業基金の取崩しは、減価償却費及び支払い利息に充てるため、3条に補記しております。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページをお願いいたします。資本的収入は5億3,890万円で、前年度比14.4%の減、資本的支出は9億2,426万7,000円で、前年度比11.3%の減を見込んでおります。

1ページにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,536万7,000円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,354万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,835万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2億9,950万9,000円及び繰越利益剰余金395万9,000円で補填するものとしております。

2ページです。第5条は、債務負担行為を設定するもので、内容は福崎浄化センター産業廃棄物収集運搬業務委託について、令和6年度から3年間、限度額2,140万円と定めます。

第6条は、企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条では一時借入金の限度額、3ページ、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条は利益剰余金の処分について、それぞれ記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして説明をいたします。予算に関する説明書の1、2ページが実施計画ですが、説明につきましては、20ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、21ページをお開きください。

下水道事業費用は、営業費用が9億3,675万2,000円で、前年度と比べ約4,700万円の増となっております。主な要因は、21ページの処理場費の光熱費で電気代の上昇分を見込み、前年度比約2,000万円を増額したこと。また、委託料においても物価や人件費の上昇により、福崎浄化センターの施設維持管理費の上昇が見込まれることから、前年度比約1,100万円の増といたしました。下から2段目、修繕費においては、福崎浄化センター内の各種機器の修繕が増え、さらには人件費や材料費が上昇すると見込まれることから、前年度比約2,100万円の増としております。そのほか、22ページの中段から下、総係費の委託料では、下水道使用料等の適正化検討業務を追加したことにより、前年度比約1,700万円の増を見込んでおります。23ページの営業外費用は1億791万1,000円で、企業債利息や消費税納付金、雑支出では漏水還付金などを計上しております。

次に、収入です。20ページをお願いいたします。下水道事業収益は、営業収益が4億3,460万7,000円、下水道使用料は、接続件数が順次伸びていることから、前年度当初より362万4,000円増の4億213万2,000円を見込んでおります。一般会計からの繰入れについては、総務省繰出基準に基づくものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収

益及び営業外収益でそれぞれ受け入れます。営業外収益は5億5,870万8,000円で、前年度と比べ約4,300万円の増となっております。これは先ほど説明いたしました一般会計からの負担金が前年度と比べ、6,100万円増加、長期前受金戻入が約1,800万円減少したことが大きな要因となっております。負担金の増加につきましては、前年度は資金の精算のため繰入額が減少となっていたことによるものでございます。そのほか、消費税還付金などを営業外収益で受け入れます。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、25ページをお開きください。

資本的支出です。建設改良費は3億2,258万9,000円で、冒頭、業務の予定量で説明申し上げました各事業などに要する需用費や人件費を管路整備費、管路改良費、雨水の管路整備費及び26ページの処理場改良費として計上しております。固定資産購入費は非常時のための予備ポンプ購入費、企業債償還金は元金の償還予定額5億9,128万3,000円で前年度と比べ、僅かに減となっております。

続いて、収入です。24ページにお戻りください。資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金などを計上しております。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、さらに不足する額を出資金で受け入れます。なお、この出資金が前年度と比べ3,000万円の増となっておりますが、これは前年度までは下水道事業基金を取り崩し、一部をこの不足分に充てておりましたが、令和5年度をもってこの基金が全てなくなるため、充当できなくなることが主な要因となっております。全体の繰入額は前年度と比べ、1億100万円増加しております。

そのほかの予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページは令和4年度の予定損益計算書、9ページからは令和4年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和5年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、3月7日火曜日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時06分